

第 10 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 3 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 2 0 3 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 41 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠 席		9	町 田 実	出○席 欠 席	
	2	島 田 勇	出○席 欠 席		10	藤 間 光 治	出○席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠 席		11	中 村 賢 一	出○席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠 席		12	新 井 健 一	出○席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠 席		13	太 田 浩	出○席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬		
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	茂木 忠	出○席 欠席
	⑦			⑰	小河原達矢	出席 欠○席
	⑧			⑱		
	⑨	蓮 豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
	⑩			⑳	松崎 誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、宮崎委員、町田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、齋条〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、和田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する和田字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、265㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する和田地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、同じく〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する齋条字〇〇〇〇〇番、地目：田、2, 268㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。右上の斜線部分で、旧県道行田市停車場酒巻線の東に位置する齋条地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、須加〇〇〇番地 〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する須加字〇〇〇〇番〇、地目：畑、1, 600㎡外9筆、計1万7, 006㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。全て県道羽生妻沼線の南に位置する須加地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
--	---	--

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	議長	<p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第 1 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p>
	事務局次長	<p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページ中段をお願いいたします。議案第 2 号は 2 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、谷郷〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、自己所有の齋条字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、101㎡について、農家住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在市内の借家で生活し、農業を営んでおりますが、現在の住まいでは子供の成長もあり何かと手狭になってきたことから、耕作地の近くで妻の実家の隣である宅地へ住宅の建築を計画いたしました。しかし、敷地を調査したところ、接道がとれないことが判明したため、今回の申請に至ったものでございます。申請地は転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の東に位置する齋条地内の農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、1,261.33㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号 2 でございますが、野〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の野字〇〇〇〇〇番、地目：畑、898㎡ 外 1 筆、計 1,017㎡について、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、地球環境にやさしい自然エネルギーの普及に貢献したいと考えており、既に 1 か所稼働させておりますが、この度、新たに太陽光発電施設の設置を計画し、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計 225 枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、6 万 7,129kwh で、設備の周囲を高さ 1.2m のフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでご</p>

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>新井委員 議長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>ざいます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る3月19日、現地調査をしていただいておりますので、新井委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る3月19日、私と太田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。なお、この案件は、農業委員みずからが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、新井委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(新井委員一時退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第3号は、11件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、同居中の母である〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、409㎡について、使用貸借により住宅1棟、59.62㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の実家で母親と同居しておりますが、子供の成長や将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申</p>
---	---	--

請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道行田蓮田線の北に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。

次のページをお願いいたします。

進行番号2でございますが、所沢市〇〇〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、野〇〇〇〇番地 義理の母である〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、206㎡ 外1筆、計316㎡について、使用貸借により住宅及び車庫、計2棟、101.76㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、所沢市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え、義理の両親の近くに自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。国道17号バイパスの北に位置する野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、鴻巣市〇〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、神奈川県相模原市〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する下忍字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、280㎡について、売買により住宅1棟、122.55㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道行田東松山線の東に位置する下忍地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号4でございますが、佐間〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、118㎡ 外2筆、計302.80㎡について、売買により住宅1棟、71.76㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の親族が所有する借家で家族と共に生活しておりますが、この借家が資産整理のため建て替えられることになったため、これを期に自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請

事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。埼玉古墳群の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、鴻巣市〇〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇さんが、桜町〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、262㎡ 外3筆、計325.70㎡について、売買により住宅1棟、57.75㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道行田佐野線の西に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、持田〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、城西〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、495㎡について、売買により住宅1棟、115.10㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で生活しておりますが、結婚を機に将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。国道17号バイパスの北に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、59㎡ 外1筆、計81㎡について、売買により住宅敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、申請地に接続する北側の住宅で生活しておりますが、相続の手続きをしているときに以前から道路として使用していた申請地が自己所有地ではなく、しかも農地であることが判明しました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しており、また、自宅南側に接して東西に道路が通っていますが幅員が約2mしかなく、この道路への車両の出入りは難しいと思われ、さらに、転用することによる周囲への影響もないことから転用もやむを得ないと思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。星川の南に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号8でございますが、熊谷市〇〇〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんが、斎条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する斎条字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、255㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、隣接地で有料老人ホーム及びデイサービスを運営しておりますが、現在の駐車スペースが狭く苦慮していたことから駐車場の拡張を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落に接する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。旧県道行田市停車場酒巻線の東に位置する斎条地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号9でございますが、群馬県邑楽郡〇〇〇〇〇〇〇番地 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、和田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する和田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、419㎡について、賃貸借により進入路及び駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、群馬県内に本社を置き、建築・解体業を営んでおりますが、申請地の隣接地に車両置場があり、従業員はこちらに自家用車で来て業務車両に乗り換え、現場へ行っております。この度、事業拡大による従業員の採用人数を増やしたことから通勤車両等の車両置場が手狭となったため、駐車場の拡張を計画し、それと同時に、業務車両の出入りについても変更を検討いたしました。位置図を見ながら説明させていただきたいと思っておりますので位置図の13ページをご覧ください。申請地の隣接地、西側に既存の車両置場がありますが、現在出入りは南側に接する県道熊羽生線から出入りをしております。こちらが交差点から近いこともあり危険でこれまでも何回か事故になりそうなことがあったため、出入りを東側に接する市道からすることを検討いたしました。その際、大型車両の出入りのため、申請地を少しセットバックし、右左折できるスペースを確保したいということでございます。これらの相談を地権者にしたところ、承諾が得られたため申請に至ったものであり、申請地は集落内に介在する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

次に進行番号10でございますが、長野〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、個人所有の長野字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、456㎡ 外2筆、計653.08㎡について、賃貸借により農業用倉庫1棟、380.83㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、農業法人として経営耕地〇〇ヘクタール以上の農地を耕作しておりますが、昨今、後継者不足により耕作依頼が増加しており、耕作放棄地・休耕地減少のため、さらなる経営拡大による効率改善を目指

		<p>しております。このため、現状では農業倉庫のスペースが不足していることから新たに農業用倉庫を建設することにしましたものです。申請地は集落内に介在している農地であり、転用目的は農業施設であることから申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。成就院の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号11でございますが、熊谷市宮町2丁目47番1 熊谷市長 富岡清さんが、小敷田〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外2名がそれぞれ所有する小敷田字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、366㎡ 外4筆、計2,765㎡について、使用貸借により、埋蔵文化財の発掘調査のため、一時転用をしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>熊谷市では、現在国道17号バイパスと国道125号が合流する箇所で「道の駅整備事業」を実施しておりますが、行田市の飛地が含まれた計画区域となっております。今回はこちらの場所が埋蔵文化財包蔵地の「池上遺跡」に該当することから、発掘調査を実施するため申請があったものでございます。計画では許可後から令和4年3月31日までの約1年間であり、熊谷市分の面積が1万4,356.56㎡、行田市分と合わせると1万7,121.56㎡を発掘調査する予定でございます。申請地は農振農用地であります。転用事由が発掘調査のため一時転用であり、発掘調査後の農地復元計画書も添付されていることから申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の15ページをご覧ください。国道17号バイパスと国道125号が合流する箇所で熊谷市内にある行田市の飛地となっております。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る3月19日、現地調査をしていただいておりますので、太田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る3月19日、私と新井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	太田委員	
	議長	
	議長	

<p>『議案第4号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。新井委員の入室を求めます。</p>
	<p>議長</p>	<p>(新井委員入室) 新井委員に申し上げます。議案第3号は、原案のとおり承認されました。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第4号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第4号 「農用地利用集積計画」についてご説明申し上げます。 議案書の3ページをお願いいたします。 本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされており、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。今回の利用権設定は農地中間管理事業に基づくものであり、6月15日を開始日とするものでございます。 件数が多いため、個々の案件につきましては、後ほど御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第4号「農用地利用集積計画について」によりご説明させていただきます。 (1) 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係についてですが、別紙8ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明いたします。恐れいりますが、8ページをご覧ください。 まず、申し出のあった総件数は、8ページの一番右下、46件、面積の合計は、14万7,145㎡となっております。 次に、設定期間ごとにご説明いたします。 1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定及び2番目の表の5年を超え8年までの中期設定につきましては、賃貸借権、使用貸借権いずれもございません。0でございます。 3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が、新規のみで、41件、面積14万1,044㎡でございます。使用貸借権につきましても、新規のみで、5件、面積6,101㎡でございます。 4番目の表の合計は、はじめにご説明したとおり、新規のみで、46件、面積14万7,145㎡となっております。 以上で、議案第4号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p>
	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第4号についての説明がございました。ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。 (なし)</p>

<p>『議案第 5 号』 農用地利用配分計画 (案) について</p>	<p>議長</p>	<p>ご意見・ご質問がないようですので、議案第 4 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 4 号は承認することといたします。 次に『議案第 5 号』農用地利用配分計画 (案) について、を議題といたします。なお、この案件は、農業委員みずからが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の規定により議事参与の制限が適用されますので、伊東委員、新井委員、蓮推進委員には、一時退席をお願いいたします。</p>
	<p>議長 事務局次長</p>	<p>(伊東委員、新井委員、蓮推進委員一時退席) 事務局より説明をいたさせます。 議案第 5 号「農用地利用配分計画 (案)」についてご説明申し上げます。 議案書の 3 ページをお願いいたします。 議案第 3 号でご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が借り受けた農地につきまして、今度は、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付けるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき市農政課より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、当委員会の意見を求められているものでございます。 件数が多いため、個々の案件につきましては、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第 5 号「農用地利用配分計画 (案) について」によりご説明させていただきます。 別紙 1 2 ページ～ 1 4 ページの「農用地利用配分計画 (案) 集計表」をご覧ください。 谷郷 2 5 0 7 番地 伊東英臣 外 1 3 名 及び 6 法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。 借受希望者へ貸付を行う総筆数は、1 4 ページの表の一番右下、1 8 8 筆、面積の合計は、2 1 万 4, 5 2 1 m² となっております。内訳としましては、賃貸借 1 7 5 筆、面積 2 0 万 5, 8 3 1 m²、使用貸借 1 3 筆、面積 8, 6 9 0 m² でございます。設定期間は、新規設定については、すべて 1 0 年であり、転貸については、残存期間となっております。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で、議案第 5 号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 事務局から議案第 5 号についての説明がございました。ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。 (なし)</p>

報告事項	議長	<p>ご意見・ご質問がないようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。</p> <p>(伊東委員、新井委員、蓮推進委員入室)</p>
	議長	<p>伊東委員、新井委員、蓮推進委員に申し上げます。議案第5号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、事務所敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。9件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長のご任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の農業委員会開催予定について ・「あぜみち」の配布について ・令和3年度活動記録簿の配布及び農地利用最適化交付金の支給について
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第10回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。(9:41)</p>

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....